

平成 28 年(2016 年) 6 月 10 日
総務部 人事課
コンプライアンス推進室
(課長) 吉沢 正 (室長) 宮下 克彦
電話: 026-235-7137(直通)
026-232-0111(内線 2171)
FAX: 026-235-7395
E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

平成 28 年(2016 年) 6 月 10 日
林務部 森林政策課
(課長) 小山 聡 (担当) 長谷川 健一
(担当) 中村 嘉光
電話: 026-235-7262(直通)
026-232-0111(内線 3211)
FAX: 026-234-0330
E-mail: rinsei@pref.nagano.lg.jp

資料 3

大北森林組合等の補助金不適正受給事案に係る国庫補助金返還等への対応 について (案)

長野県

◇基本的な考え方◇

大北森林組合等の補助金不適正受給については、検証委員会の検証結果を踏まえ、法的に最大限可能な補助金返還請求や大北森林組合及び元専務の刑事告発、関係した県職員に対する停職・減給等の懲戒処分、元職員に対する退職金返納命令、知事自らの報酬減額など、厳正な対応を行ってきました。

これまでの国に対する事案の説明状況を踏まえ、財政負担の最小化を図るため、現時点で見込まれる国庫補助金の返還額等を、6月県議会定例会に提案する補正予算案に計上することとしました。

国庫補助金返還等に当たり、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行う一方、今回の事案を重く受け止め、県民生活の向上に全庁を挙げて取り組むとともに、県組織全体で徹底した「しごと改革」を進め、経費を削減します。

また、大北森林組合に対しては、抜本的な経営改善と早期の補助金返還を強く求めます。

1 国庫補助金の返還と財政的対応

(1) 考え方

不適正受給事案については、国に対して事案ごとに説明を行ってきましたが、現時点において国から県に対し「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金適正化法」という。)に基づく事業費約7億99百万円の返還命令、加算金約3億54百万円を県として見込んでおります。

今回、加算金による国庫返還金額の増加を極力抑制するため、6月県議会定例会に提案する補正予算案に約11億53百万円の国庫補助金返還額等を計上しました。

また、県としては、補助事業者に対して、県費分を含め法的に最大限可能な約9億74百万円の補助金返還請求(今後請求を行う見込みを含む。)を行っているところです。

(2) 具体的な対応

- ① 国への国庫補助金返還が必要であるが補助事業者に対して補助金返還請求を行っていないものへの対応 (※)

〔※ 国費返還額約7億99百万円のうち補助事業者への返還請求額(国費相当)は約6億28百万円であり、返還請求を行っていない額は約1億71百万円である。〕

ア) 国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができないもの（国庫補助金返還額約 1 億 26 百万円）

大北森林組合等及び大北森林組合元専務の不法行為により県に生じた損害について、民法上可能な限り損害賠償請求を行います。

イ) 不用萌芽除去と指導監督費（国庫補助金返還額約 45 百万円）への対応

不用萌芽除去については、野生鳥獣被害対策を目的とした指導であり、関与した職員に故意又は重大な過失はなく、私的な利益を得た事実もないこと、また、指導監督費については、県が行う指導に対する人件費・事務費に対する補助であることから、損害賠償請求を行うことはできないものと考えます。

しかしながら、今回の事案に関して県職員の誤った指導等があったことから、県として必要な財源確保に取り組みます。具体的には、懲戒処分対象職員の給与減額等に加え、旅費その他事務的経費の削減により、来年度までの 2 年間で対応します。

② 加算金（国庫納付額約 3 億 54 百万円）への対応

今回の国庫補助金返還額等には、県の補助事業者に対する指導監督の不備により、補助金適正化法に基づき課せられる加算金を県として約 3 億 54 百万円と現時点で見込んでおります。

県としては、二度とこうした事案を起こさないという強い決意で、「しごと改革」を断行し、加算金相当額以上の人件費を平成 30 年度までに削減します。

2 大北森林組合の再生等

(1) 大北森林組合への対応

大北森林組合は、補助金返還について補助金等返還計画等を示しましたが、極めて長期のものとなっています。今回、県として国庫補助金返還等を行うことから、組合に対しては、抜本的な経営改善と早期の補助金返還を強く求めます。

また、組合での不正な経理処理があったこと等が今回の事案の原因であることから、県としては、組合における再発防止の取組状況を毎月確認するとともに、新たに本庁が行う組合検査に公認会計士が同行し、組合の経理処理等を専門的見地から検査するなど、組合に対し厳正な指導監督を行います。

(2) 林業の中核としての森林組合の経営改革

林業経営のおかれた環境が大きく変化する中で、林業の中核として、森林組合が果たすべき役割を發揮できるよう、関係団体と連携の上、指導します。

その際、県としての指導監督の強化に加え、企業経営の専門家等による事業改善の支援等により、森林組合の経営改革を推進します。

3 国庫補助金返還等を踏まえた今後の取組方針

今回、県は大北森林組合からの返還金を充てるべきものを含め、多額の国庫補助金返還等を行うことから、1の(2)による経費削減にとどまらず更なる県費の削減及び収入の確保に取り組みます。

具体的には、今回の事案の国庫補助金返還額等が、約11億53百万円と極めて多額であることを全ての職員が自らの問題と捉え、県組織全体として、業務の進め方やルールの見直しを通じた人件費削減など徹底した「しごと改革」を断行し、行政コストを削減するとともに、職員の努力による収入の確保に取り組み、その結果を公表します。併せて、県組織が外部環境の変化に対応し社会の要請に的確に応えられる組織として再生するよう、全庁的にコンプライアンスを徹底します。